介護保険の基盤整備

概 要 基盤整備

- 1. 介護サービス基盤の整備を計画的に進めるため、国が策定する基本方針に基づき、市町村、都道府県がそれぞれ市町村介護保険事業計画、都道府県介護保険事業支援計画を策定する。
- 2. 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3. 国は、市町村が行う介護サービス基盤の整備等を支援するため、地域介護・福祉空間整備等交付金の支給等の支援を行う。また、平成23年度(第4期計画期間中)までの緊急整備を推進するため、都道府県に設置された介護基盤緊急整備等臨時特例基金等より支援を行う。

詳細資料 地域介護・福祉空間整備等交付金

1. 趣旨

国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら行う介護 サービス拠点等の整備を支援するとともに、都市型軽費老人ホームの整備や、施設内保育施設の整備、市町村における先進的な取 組み等を支援する交付金

2. 事業内容

(1) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

地域密着型サービス等の導入に必要な設備やシステムの整備、高齢者と障害者・子どもとの共生型サービスの推進に必要な 経費に対する交付金

(2) 先進的事業支援特例交付金

介護療養型医療施設等転換整備計画に基づく施設の整備、都市型軽費老人ホームの整備、施設内保育施設の整備、緊急ショートスティ居室整備等のための交付金

- 3. 実施主体 市区町村
- 4. 補助率 定額
- 5. 平成23年度予算額 63億円

詳細資料 介護基盤の緊急整備

1. 趣旨

各地域において将来必要となる介護施設、地域介護拠点の平成23年度までの緊急整備を推進するため、市町村が行う介護サービス基盤等の整備を支援するもの。

2. 事業内容

各都道府県に設置された基金を原資として、次の事業を実施。

- (1) 介護基盤緊急整備等臨時特例基金
 - ア 介護基盤の緊急整備特別対策事業

地域密着型サービスなど、市町村内の日常生活圏域で利用される小規模なサービス拠点を面的に整備するための支援

イ 既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業

消防法施行令の改正により平成21年4月より新たにスプリンクラー設置が義務付けられた既存の定員30人以上の特別養護老人ホーム等に対して、その設置に要する経費に対する支援

ウ 認知症高齢者グループホーム等防災改修等特別対策事業

認知症高齢者グループホーム等が行う、地震等防災対策上必要な改修等に対する支援

既存特別養護老人ホームの個室ユニット化改修等に対する支援

(2) 介護職員処遇改善等臨時特例基金(施設開設準備等特別対策事業)

特別養護老人ホーム等の整備促進のため、施設開設前の準備に要する経費や施設用地確保のために定期借地権を設定した場合の支援

- 3. 実施主体 市区町村
- 4. 補助率 定額 (2 (2) の事業の一部については1/2)
- 5. 平成22年度第一次補正予算額 約3,294億円